

令和8年度 習志野市立藤崎小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) 基本理念

千葉県いじめ防止対策推進条例では、以下のとおり基本理念やいじめの禁止等について定めている。

- 第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、だれもがいじめの当事者となることの無い環境を整えることを基本として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを意識して、国、県、市町村、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。
- 第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。
- 2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

本校基本方針では、上記の趣旨及び「習志野市いじめ防止基本方針」の内容を鑑み、いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し行動できる力を身に付けること」が、学校の内外を問わず誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核をなすものであると捉えている。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために、学校・地域住民・家庭及び警察等の関係機関が連携し、一丸となって取り組んでいく。

(2) 本校のいじめ防止対策のための重点事項

- ・ 学級経営や授業、行事等のあらゆる教育活動を通して、他者を尊重し、互いの違いを認め合う人間関係づくりを計画的・継続的に行う。
- ・ 「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうる」との認識をもって、児童一人一人の小さな変化や兆しを見逃さないよう、日常的な観察、面談、アンケート等を通じた早期発見に努める。
- ・ いじめが疑われる事案を認知した場合には、事実関係の把握を丁寧に行い、速やかに校内で情報を共有し、組織的かつ継続的に対応する。
- ・ 加害児童・被害児童にとどまらず観衆としてはやし立てたり面白がったりする児童など傍観児童に対しては、学級指導、学年集会を開くなどして、傍観者教育を行い、いじめについて十分理解させる。
- ・ 家庭や教育委員会、スクールカウンセラーや教育相談員等の関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見、再発防止に向けた指導・支援・研修を継続的に行う。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

学校では、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第2条に基づき、次のとおり、いじめを定義する。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 定義に基づくいじめの判断及び留意点

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合ひであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し見極める。

キ インターネット上で特定の児童生徒に対する悪口が書かれていたものの、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を取る。

ク いじめの定義に該当すると判断した場合において、例外的に厳しい指導を要しない場合があり得る。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合がある。このような場合、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味しつつ、他方でこの種の行為がストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年5月24日法律第81号)が定める「つきまとい等」に当たることを考慮した上で対応する。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においても、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- コ 児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。また、上述のア〜ケで挙げた「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権の多くを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深く傷を残すものである。また、「いじめはどの子どもにも起こりうるものである。」という認識をもつ。

さらに、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得ることを重く受け止める。

4 いじめ対策組織と構成

(ア) 教職員の役割

教職員は、保護者・地域・関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する。

(イ) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

○いじめ防止・生徒指導委員会（毎月開催）

構成：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・当該関係職員

内容：児童生徒の生徒指導上の課題共有及び対策の検討

○いじめ防止対策委員会（臨時招集）

構成：校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・当該関係職員・特別支援コーディネーター

内容：いじめ事案に関する情報共有・対策会議・重大事態の判断・学校主体の調査

※ 必要に応じて教育委員会の附属機関「習志野市いじめ問題対策委員会」の委員の派遣を教育委員会に要請する。

5 いじめの未然防止等への取組

(ア) 未然防止

- 児童自らがいじめについて学ぶ機会（学校から暴力や暴言を排除）
 - ①各学年による人権教室開催（人権擁護委員の話）
 - ②道徳授業の充実（年間指導計画への位置づけ）
- 児童自らが取り組む機会
 - ①計画委員会などの委員会活動
 - ②たてわり活動
- 授業研究や教職員研修
 - ①生徒指導の機能を生かした授業の展開（自己存在感、自己決定の場）
 - ②教師の不適切な発言や体罰がいじめを助長することへの配慮
 - ③体験活動の充実
 - ④情報モラル研修
- 地域・保護者への啓発活動
 - ①学校説明会・学級懇談会・地域町づくり会議・学校ミニ集会
 - ②学校便りや学校HP、人権教室の開催

(イ) 早期発見

- ①日常の学級経営の充実を図るとともに、児童生徒の観察・見守り等を丁寧に行い、その情報を教職員間で共有する。
- ②いじめ調査等
いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施する。
 - ・いじめアンケート 年3回（5月・10月・1月）
 - ・教育相談アンケート 年3回（5月・10月・1月）
 - ・学校生活アンケート 年1回（12月）
 - ・学級担任による聞き取り調査 年3回（5月・10月・1月）
 - ・学年・学校による聞き取り調査 年3回（5月・10月・1月）
- ③いじめ相談体制
児童及び保護者がいじめに関する相談を行えるよう、次の通り相談体制の整備を行う。
 - ・教育相談員による面談（週3日）
 - ・いじめ相談窓口の設置（教頭・いじめ防止対策教員2名）いじめられたり、いじめを見つけたりしたら相談する勇気をもつように指導する。

(ウ) いじめの相談・通報

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
→事実関係の把握においては、児童や保護者だけの話だけに頼らず、現場等を複数教員が確認し、第三者の児童の話などから、客観的に事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童の保護者に対する支援といじめを行った児童とその保護者への

助言を継続的に行う。

→児童同士のトラブルが訴えられた場合は、複数教員で対応する。それぞれの児童と保護者に専任の教員を担当させ対応する。

③いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

→別室を用意し、教職員、教育相談員、スクールカウンセラーが関わりながら、保護者と相談して学習をさせる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

→事実の確認とおたがいの保護者の主張を文書にまとめ、情報の共有化を図る。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

→習志野市教育委員会、習志野警察署、千葉県警察少年センター

⑥加害者、被害者にとどまらず観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている傍観者に対しては、学級指導、学年・全校集会あるいは保護者会、外部機関を利用した講演会を開く等して十分に理解が得られるようにする。

[おもな相談窓口(緊急)]

機 関 名	電話番号	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	教育相談、24時間電話受付
24時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	子供の SOS 全般、24 時間電話受付
千葉いのちの電話	0120-783-556	24 時間電話受付
中央児童相談所	043-253-4101	緊急相談は 24 時間受付
千葉県精神科医療センター	043-276-1361	救急

[おもな相談窓口(一般)]

機 関 名	電話番号	相談方法・受付時間・その他
習志野市総合教育センター	047-475-8341	電話・面接
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	面接(月～金)9:00～17:00 要電話予約
中央児童相談所	043-253-4101	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)8:30～17:15
チャイルドライン千葉	043-301-7262	電話(月～土)16:00～21:00 NPO
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用 SOS e-mail 有り

(エ)いじめの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教育委員会が作成した生徒指導記録簿を

活用し記録したうえで、平素から報告連絡体制（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、集約担当を位置づけ、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

【資料①参照】

いじめを認知した場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、学校基本方針に沿った対応方針を伝え、信頼関係の下に理解と協力を得られるようにする。適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えることが大原則であり、いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時に心のケアを行うとともに、いじめ加害者には、教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。

(オ) いじめの解消について判断をする際の留意点

いじめは、児童生徒の謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国の基本方針に基づき、「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」「被害児童生徒本人及びその保護者に確認した上で、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている場合とする。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要がある。

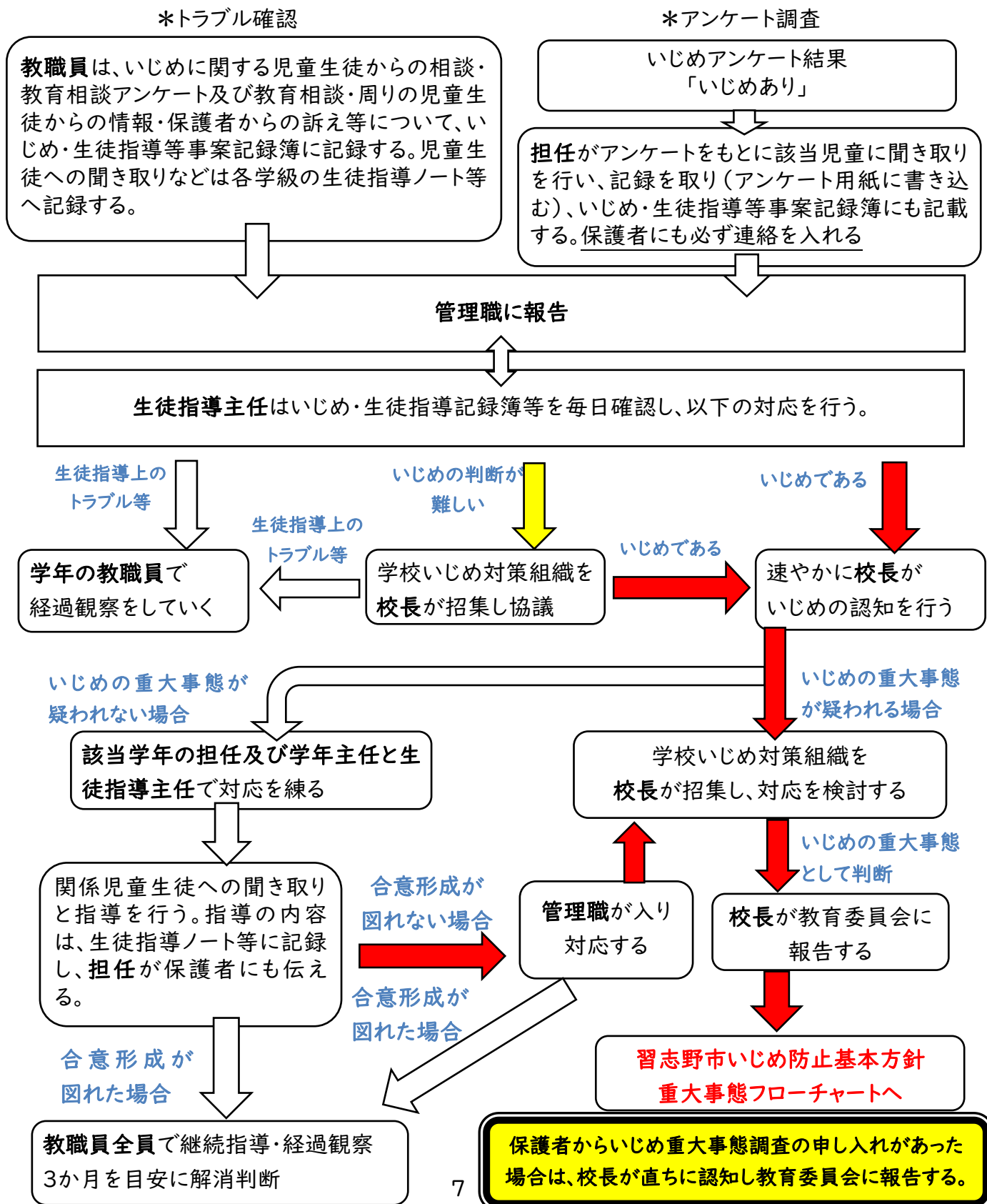
また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に、注意深く観察する必要がある。

(カ) 「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）の策定

学校は、実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、学校ホームページ等で公表するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明することを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。

いじめ認知後の組織的対応図(フローチャート)

いじめ(疑いを含む)に係る情報がある場合には、以下のフローチャートを基に、各校のいじめの防止等の対策のための組織において、情報の迅速な共有を行い、関係児童生徒への聞き取りやアンケート調査等により事実関係を把握し、迅速かつ丁寧に対応する。



6 重大事態への対処についての基本方針

重大事態への対処については、令和6年8月に改訂された文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」および「習志野市いじめ防止基本方針」に則り、対応することを基本とする。

〈重大事態〉

1号事案 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

2号事案 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

7 重大事態を認知した場合の対応

重大事態と認められる(疑いも含む)場合、下記の方法により、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

[学校→習志野市教育委員会→市長]

8 調査の主体等

重大事態調査を行う前には対象児童生徒・保護者への説明が必要であり、調査目的の理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせを丁寧に行い、円滑な調査の実施につなげる。

調査結果は、調査報告書本体または概要版資料を対象児童生徒・保護者に提供し、対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策等を口頭で説明する。なお、この調査結果については、教育委員会に報告する。

9 いじめに係る資料及びその保管について

いじめアンケートの保管期間は、「習志野市教育委員会文書管理規定」に基づき、通常は5年間とする。

ただし、いじめ重大事態が発生した場合は、義務教育期間を踏まえ、関連資料を10年間保管する。この際、関係する児童生徒のいじめアンケートも10年間保管することとする。

保管対象となる資料(例)

いじめアンケート、教育相談アンケート、生徒指導・教育相談部会資料、校内いじめ防止対策委員会議事録、いじめ生徒指導記録簿、いじめの一報、経過報告書

その他必要な資料

*紙またはデータでの保管